

沼田市簡易専用水道衛生対策要領

(目的)

第1 この要領は、水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）第3条第7項の簡易専用水道（国の施設に設置されたものを除く。）の管理の適正化を図るために設置者及び市が実施すべき事項を定め、衛生的で安全な水の供給を確保することを目的とする。

(定義)

第2 この要領の用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 受水槽 法第3条第2項の水道事業の水道から供給される水道水を直接受けるために設けられた水槽をいう。
- (2) 高置水槽 受水槽又は中継水槽（高層建築物等で直接高置水槽へ揚水できない場合に、途中に設けて中継する水槽をいう。）から揚水ポンプによって建物の屋上等の高層で水道水を受け、下層へ供給する水槽をいう。増圧ポンプ等により直接屋上等に設置した水槽に水道水を受ける場合はこれを受水槽とする。
- (3) 有効容量 受水槽における最高水位と最低水位の間に貯留され、適正に利用することができる容量（給水管等で接続された受水槽が2つ以上ある場合はその合計容量）をいう。
- (4) 貯水槽水道 水道事業の水道又は専用水道以外の水道で、水道事業から供給される水道水のみを受水槽を経由して給水する水道。受水槽の容量により簡易専用水道と小規模貯水槽水道に区分される。ただし、消防用設備等として設置されるもの及び事業所に設置されるものであった、全く飲用に供されることのないものは除く。
- (5) 設置者等 簡易専用水道設置者（以下「設置者」という。）又は設置者から管理業務を依頼された管理者をいう。

(届出)

第3 設置者は、次の事項について各様式により市長に速やかに届け出ること。

- 1 簡易専用水道を設置したとき（様式第1号）。
- 2 第1項の届出事項の内容に変更が生じたとき（様式第2号）。
- 3 簡易専用水道を休止又は廃止したとき（様式第3号）。

(管理者)

第4 設置者は、自ら当該給水設備の維持管理を行うことができないときは、当該給水設備を適切に管理するため、管理者を定めること。

(管理基準)

第5 設置者等は、簡易専用水道に係る管理及び検査について次の基準に従い、管理すること。

(1) 当該簡易専用水道の管理について毎年1回以上定期的に法第34条の2第2項の規定による厚生労働大臣の登録を受けたもの（以下「登録検査機関」という。）の検査（以下「法定検査」という。）を受けること。

(2) 水槽の汚染防止措置は、次のとおりとする。

ア 水槽の通気管及び通気笠カバーが容易に取り外せないものであること。

イ 水槽の亀裂等によって有害物、汚水等の混入がないよう定期的に点検を行い、欠陥を発見したときには速やかに改善の措置を講ずること。

ウ その他、地震、凍結、大雨等水質に影響を与えるおそれのある事態が発生したときは、速やかに点検を行うこと。

(3) 法定検査の結果、水の供給について衛生上の問題があるとして次のいずれかに該当すると認められたときは、速やかに対策を講ずるとともに、直ちに市長にその旨を報告すること。ただし、当該報告は、登録検査機関へ代行報告を依頼することができる。

ア 汚水槽その他排水設備から水槽に汚水若しくは排水が流入し、又はそのおそれがあるとき。

イ 水槽内に動物等の死骸があるとき。

ウ 給水栓における水質の検査において、異常が認められるとき。

エ 水槽の上部が清潔に保たれず、又はマンホール面が槽上面から衛生上有効に立ち上がっていないため、汚水等が水槽に流入するおそれがあるとき。

オ マンホール、通気管等が著しく破損し、又は汚水若しくは雨水が水槽に流入するおそれがあるとき。

カ その他登録検査機関が水の供給について特に衛生上問題があると認めるとき。

2 水槽の掃除

(1) 毎年1回以上、定期に行うこと。

(2) 水槽の掃除については、建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号。以下「建築物衛生法」という。）第12条の2第1項第5号に規定する建築物飲料水貯水槽清掃業の登録を受けた業者を活用することが望ましい。

3 給水栓の水質検査

(1) 水の安全性を確保するため、給水栓における水の色、濁り、臭い、味等の外観に関する検査については1日1回以上、残留塩素の有無に関する検査については7日以内ごとに1回以上検査を行うよう努め、結果については帳簿を作成し保存すること。

(2) (1)の給水栓における残留塩素の有無に関する検査については、遊離残留塩素濃度は0.1mg/L（結合残留塩素濃度の場合は0.4mg/L）以上保持すること。

4 水質異常時の措置

(1) 給水栓における水の色、濁り、臭い、味等の外観又は残留塩素が検出されない等、異常を認めるときは、次に掲げる措置を行うこと。

ア 水質基準に関する省令(平成15年厚生労働省令第101号)の表の上欄に掲げる事項のうち必要な項目について検査を行うこと。

イ 水質の異常が給水設備に起因すると認めるときは、設置者等は直ちに対策を講ずるとともに、設備の改善を行うこと。

(2) 供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知ったときは、直ちに給水を停止し、かつ、その水を使用することが危険である旨を関係者に周知させる措置を講ずるとともに、市長に報告すること。

5 書類の作成・保管

次に掲げる書類を整理し、備えておくこと。なお、(3)から(6)までの記録については、掃除、検査及び点検を行った日から起算して5年間保存すること。

(1) 簡易専用水道の設備の配置及び系統を明らかにした図面

(2) 受水槽の周囲の構造物の配置を明らかにした平面図

(3) 水槽の掃除の記録

(4) 法定検査結果

(5) 給水栓における水質検査結果

(6) その他の管理についての記録(各種点検記録等)

6 建築物衛生法の適用がある簡易専用水道にあつては、1から5までの規定にかかわらず、建築物衛生法の規定に基づき管理、検査並びに書類の作成及び保管を行うこと。

(市の事務)

第6 簡易専用水道に関する主な事務は、次のとおりとする。

(1) 設置者等が提出した届出を受理するときは、設置者等に対し、必要に応じ、第5管理基準に従い衛生指導を行う。

(2) 施設の設置状況を把握するため、簡易専用水道台帳(以下「台帳」という。)を作成し、適宜必要な加除を行う。

(3) 市長は、簡易専用水道が存在しなくなったにもかかわらず、設置者の所在不明等により廃止の届出がなされていないときは、施設状況を確認後、当該施設を台帳から削除することができる。

(報告の徴収及び立入検査)

第7 報告の徴収及び立入検査は、次のとおりとする。

- (1) 市長は、定期的な報告が必要であると認める施設の定期の水質検査結果等について、毎月その写しの送付を受けるものとする。
- (2) 市長は、管理の適正を確保するために必要があると認めるときは、設置者等に対し必要な報告を徴し、又は簡易専用水道施設若しくは設置者等の事務所に立ち入り、帳簿書類を検査し、必要な指導を行うこと。
- (3) 市長は、法定検査の結果、登録検査機関又は設置者等から不適の報告を受けたときは、速やかに立入検査等を行い、改善の指導を行うこと。
- (4) 立入検査を行うときは、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。
- (5) 立入検査は、別に定める「沼田市水道法等に基づく立入検査要領」に基づき実施することとする。
- (6) 市長は、設置者等が指示事項に従わず、給水を継続させることが当該水道の利用者の健康を阻害すると認めるときは、法第 37 条の規定により、指示に係る事項を履行され市長がこれを確認するまでの間、当該簡易専用水道による給水の停止を命ずることができる。

(水道事業者との連携)

第 8 市長は、沼田市水道事業管理者との連絡調整を行い、管理水準の向上を図る措置を講ずるものとする。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要領は、令和元年 10 月 1 日から施行する。